

三原市立幸崎中学校不祥事防止委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、三原市立幸崎中学校校務運営規程第15条の規定に基づき、不祥事防止委員会（以下「委員会」と言う。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、教職員が組織的・主体的に不祥事防止に取組み、規範意識を高め、不祥事を許さず、教育に全力を注ぐ風土・文化を確立することを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、校長、教頭、生徒指導主事その他校長が必要と認める職員をもって構成する。

2 委員長は校長を、副委員長は教頭をもって充てる。

(所掌事務)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 不祥事防止に係る校内研修の年間計画を作成する。
- (2) 学校の課題に対応した研修の企画・実施。
- (3) 生徒の状況を把握するため、アンケートの実施や校内巡視を行う。
- (4) 教職員相互による不祥事防止チェックやアンケート、教職員同士の円滑なコミュニケーションづくり等、不祥事を許さない風土の育成。
- (5) 注意喚起及び意識啓発
- (6) 前各号に掲げる事項のほか、委員会が必要と認める事項に関すること。

(委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員長は、会務を主宰する。

2 委員長は、必要と認める時は関係職員の聴取等を行う。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の開催)

第6条 委員会は、委員長が招集する。（又は：委員会は、研修を含めて月1回開催する。ただし、委員長が必要と認めるとき、委員会を開催することができる。）

2 委員会は、委員長が議長となる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(委員会の事務)

第7条 委員会の庶務は、教頭において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。